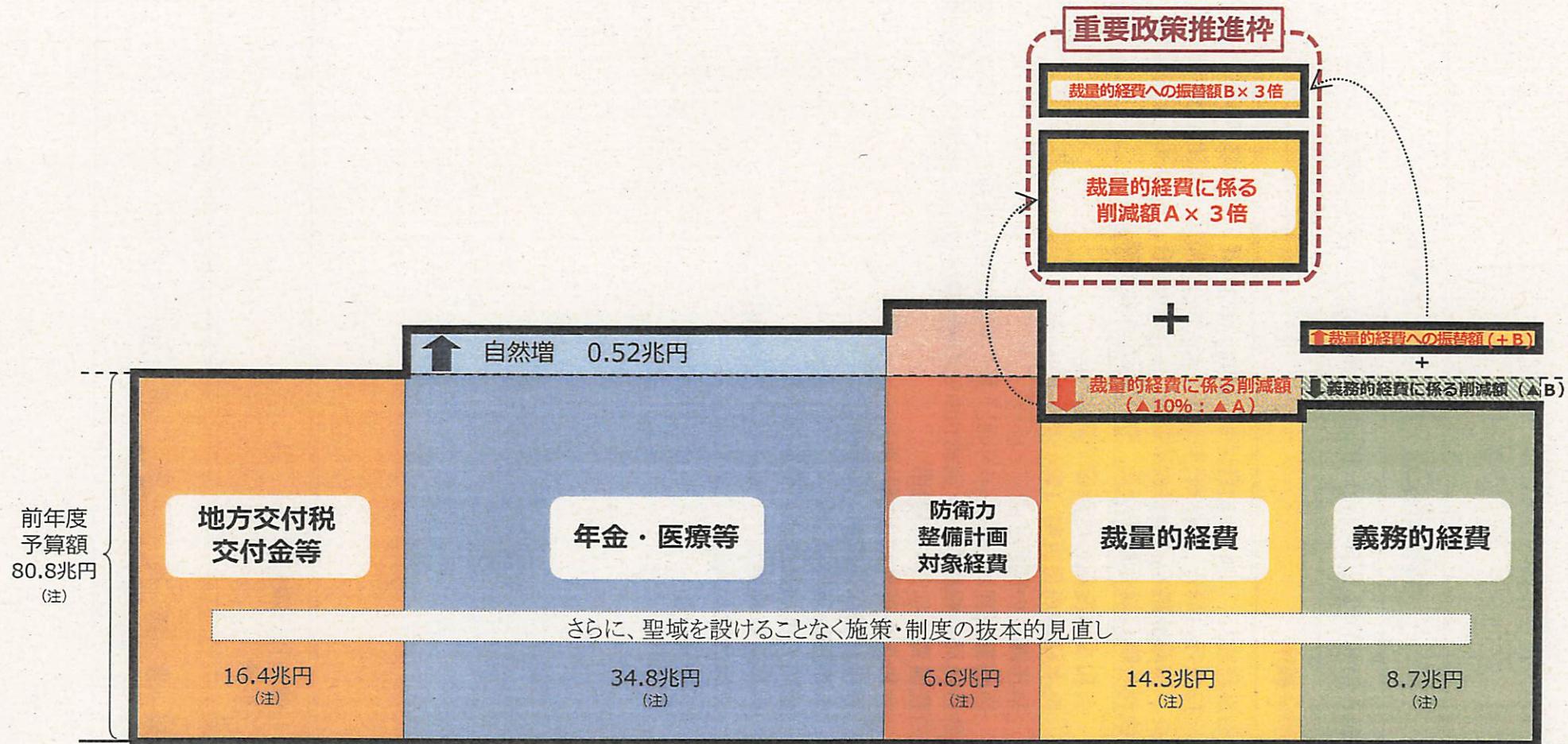


事務総局会議（第24回）議事録

日時	令和5年8月22日（火）午前11時00分～午後零時00分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、矢尾司法研修所長、後藤裁判所職員総合研修所長、松川經理局総務課長
議事	<p>1 令和6年度裁判所所管予算について 氏本經理局長説明（資料第1）</p> <p>2 執務機構の整備要求について 後藤審議官が、令和6年度予算の概算要求に関連して、最高裁判所事務総局の組織及び下級裁判所の組織機構見直しに関連する執務機構の整備要求について説明</p> <p>3 令和5年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第2）</p> <p>4 人事院勧告等について 徳岡人事局長説明（資料第3）</p> <p>5 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について 吉崎刑事局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、4、5</p> <p>◎ 了承 2、3</p>
秘書課長 板津正道	

令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、経済センサス等に必要な経費等の増減について加減算。

(注) 上記の計数は前年度予算額であり、防衛力強化資金への繰入れ、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は89.1兆円、義務的経費は17.1兆円。

予算編成過程における検討事項

- ✓ 物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。 等

令和6年度概算要求(案)の概要

最高裁判所

(単位:百万円)

区分	令和5年度 予算額	令和6年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	322,217	340,894	18,677	5.8%

※要求・要望額には「重要政策推進枠」8,453百万円を含む

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実 37,778 (前年比 +431)

○ 裁判手続等のデジタル化関係経費 7,149 (前年比 +1,580)

◇ 民事、刑事、家事の各デジタル化関連経費、情報基盤整備関連経費

○ 民事事件関係経費 2,631 (前年比 △ 54)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など

○ 刑事事件関係経費 4,153 (前年比 +162)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費 5,889 (前年比 △ 221)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費 17,956 (前年比 △ 1,035)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備 17,706 (前年比 +3,075)

○ 裁判所施設の新営等 17,706 (前年比 +3,075)

3. その他の機構維持等に必要な経費 285,409 (前年比 +15,170)

○ 職員人件費 268,230 (前年比 +12,981)

○ 司法修習生関係経費 5,109 (前年比 +1,400)

○ その他の機構維持等経費 12,071 (前年比 +790)

4. 定員要求

○ 増員 75人

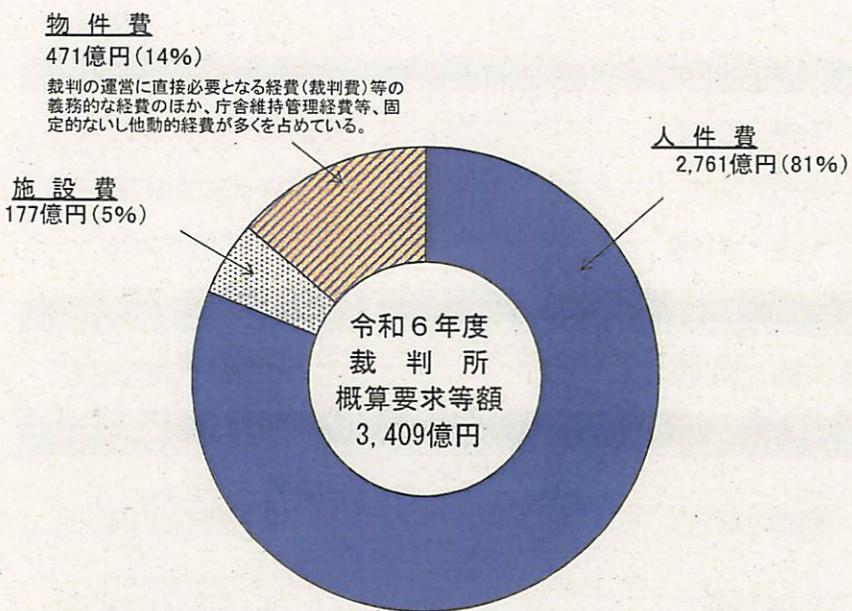
事務官 75人

○ 定員合理化等 75人

※速記官から事務官への振替5人を含む。

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

概算要求に係る経費の内訳



(単位：億円)

	5年度 予算額	6年度 概算要求等額	増▲減額
人件費	2,631	2,761	130
物件費	445	471	26
施設費	146	177	31
合計	3,222	3,409	187

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

裁判手続等のデジタル化関係経費の内訳

(単位:千円)

令和6年度
要求要望額令和5年度
予算額

<裁判手続等のデジタル化関係経費>

民事訴訟手続のデジタル化	2,368,945	(3,127,309)
ウェブ会議等を活用した期日の運用	353,570	(648,931)
書面の電子提出	174,009	(139,920)
民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム	1,841,366	(2,338,458)
民事非訟・家事手続のデジタル化	218,176	(459,434)
ウェブ会議等を活用した期日の運用	169,131	(459,434)
民事非訟・家事事件のデジタル化に係るシステム	49,045	(-)
刑事手続のデジタル化	1,455,341	(-)
情報基盤整備等	3,106,485	(1,982,175)
J-NET関係経費	2,804,301	(1,611,492)
総合コミュニケーションツール	302,184	(370,683)
合 計	7,148,947	(5,568,918)

令和6年度増加要求人員表

区分		事件処理の支援のための体制強化 国家公務員の子どもの共育て推進等
官職	行(一)	
事務官	行(一)	75 [5]
合計		75 [5]

(注) [] は振替（速記官から事務官への振替5）による増であり、内数である。

他に、政府からの協力要請（平成26年7月25日付け内閣官房長官「「国家公務員の給入件費に関する基本方針」等について」）に対応するものとして合理化70がある。

裁判所共済組合の組織統合に伴い、事務官について(項)下級裁判所から(項)最高裁判所への振替10がある。

令和6年度概算要求施設主要案件

1 庁舎新営・増築

(新営・継続分) 7庁	
本 庁	津 地 家 裁 (7)
	富 山 地 家 裁 (11)
	鳥 取 地 家 裁 (9)
	佐 賀 地 家 裁 (8)
地家裁支部	(静岡) 沼 津 (8)
	(富山) 高 岡 (7)
簡 裁	(和歌山) 串 本 (7)
(増築・継続分) 1庁	
地家裁支部	(福島) 郡 山 (8)
(増築・新規分) 1庁	
簡 裁	(さいたま) 飯 能 (7)

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1庁	
地家裁支部	(盛岡) 二 戸 (7)
(改修・継続分) 1庁	
本 庁	大 阪 高 地 裁 (6)

3 庁舎改修

本 庁	東 京 高 地 裁	(14)
-----	-----------	------

※ ()内の数字は完成年度を示す。

【機密性 2】

事務総局会議資料第 2
(8月22日開催)

令和 5 年度外国出張計画

国際会議

合計 2 人

全米州裁判所事務局 (N C S C) 主催のコートテクノロジーに関する会議
(米国、約 6 日間) 【デジタル推進室】

裁判官 1 人

一般職 1 人

事務総局会議資料第3
(8月22日開催)

(令和5. 8. 22 人事局)

人事院勧告等

＜資料目録＞

- 1 人事院勧告の概要（本年の給与改定）
- 2 裁判官の報酬月額改定案
- 3 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ

- 初任給を引上げ（高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[11,000円]）、ボーナスを0.10月分引上げ
- テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設（月額：3,000円）
【官民較差】3,869円（0.96%）
→いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円（約0.1%）。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]

- 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定 【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等

ボーナス [直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]

- 年間4.40月分 → 4.50月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

在宅勤務等手当 [新設] ※受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置

- 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給

その他 [非常勤職員の給与 等]

- 本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

※ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与6,731,000円（+105,000円、+1.6%）

勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

裁判官の報酬月額改定案

(令5.4.1適用)

区分		現行	改定案	増減額
		円	円	円
最高裁判所長官		2,010,000	(注) 1	
最高裁判所判事		1,466,000	(注) 2	
東京高等裁判所長官		1,406,000	(注) 3	
その他の高等裁判所長官		1,302,000	(注) 4	
判事	1	1,175,000	1,178,000	3,000
	2	1,035,000	1,038,000	3,000
	3	965,000	968,000	3,000
	4	818,000	820,000	2,000
	5	706,000	708,000	2,000
	6	634,000	636,000	2,000
	7	574,000	576,000	2,000
	8	516,000	518,000	2,000
判事補	5	438,900	440,400	1,500
	6	421,500	423,000	1,500
	7	387,800	389,300	1,500
	8	364,900	367,100	2,200
	9	341,600	343,800	2,200
	10	319,800	322,400	2,600
	11	304,700	307,900	3,200
	12	287,500	291,400	3,900
	13	278,000	282,200	4,200
	14	258,000	263,500	5,500
	15	249,200	254,800	5,600
	16	243,400	249,400	6,000
	17	237,700	244,000	6,300

(注) 1 内閣総理大臣と同額

2 国務大臣と同額

3 内閣法制局長官及び副大臣と同額

4 内閣法制局長官及び副大臣並びに大臣政務官を基に対応金額スライド方式により算出

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

令和5年8月7日現在

裁判官の区分	年度	期末手当			勤勉手当			合計
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	
最高裁長官 最高裁判事 高裁長官 〔特別職給与法の 特別職の 支給月数を引用〕	現行	1.65	1.65	3.3				3.3
	R5年度	1.65	未定	未定				未定
	R6年度以降	未定	未定	未定				未定
判事 簡判特～4号 〔一般職給与法の 指定職の 支給月数を引用〕	現行	0.625	0.625	1.25	1.025	1.025	2.05	3.3
	R5年度	0.625	0.675	1.3	1.025	1.075	2.1	3.4
	R6年度以降	0.65	0.65	1.3	1.05	1.05	2.1	3.4
判事補1～4号 簡判5～9号 〔一般職給与法の 特定管理職員の 支給月数を引用〕	現行	1.0	1.0	2.0	1.2	1.2	2.4	4.4
	R5年度	1.0	1.05	2.05	1.2	1.25	2.45	4.5
	R6年度以降	1.025	1.025	2.05	1.225	1.225	2.45	4.5
判事補5～12号 簡判10～17号 〔一般職給与法の 一般職員の 支給月数を引用〕	現行	1.2	1.2	2.4	1.0	1.0	2.0	4.4
	R5年度	1.2	1.25	2.45	1.0	1.05	2.05	4.5
	R6年度以降	1.225	1.225	2.45	1.025	1.025	2.05	4.5

【機密性2】

事務総局会議資料第4
(8月22日開催)

(令和5. 8. 22 刑事局・民事局・家庭局)

配布資料目録

- 1 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則案
- 2 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定理由
- 3 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、裁判の執行に関して令状により差押え等をする場合等の手続について必要な事項を定めるとともに、関係規定の整備等を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

新

目次

第一編～第六編（略）

第七編 裁判の執行（第二百九十五条～第二百九
十五条の十一）

第八編（略）

附則

（訴訟手続の停止・法第十五条等）

旧

目次

第一編～第六編（同上）

第七編 裁判の執行（第二百九十五条～第二百九
十五条の五）

第八編（同上）

附則

（訴訟手続の停止・法第十五条等）

第六条 裁判所に係属する事件について管轄の指定
又は移転の請求があつたときは、決定があるまで
訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速
速を要する場合又は当該請求が訴訟を遅延させる
目的のみでされたことが明らかである場合は、こ
の限りでない。

(処罰等の請求・法第二百二十二条)

第一百五十八条 法第二百二十二条第七項（法第五百
十三条第一項において読み替えて準用する場合を
含む。）の規定により身体の検査を拒んだ者を過
料に処し又はこれに賠償を命ずべき旨の請求は、
請求者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁
判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない

第六条 裁判所に係属する事件について管轄の指定
又は移転の請求があつたときは、決定があるまで
訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速
速を要する場合は、この限りでない。

(処罰等の請求・法第二百二十二条)

第一百五十八条 法第二百二十二条第七項の規定によ
り身体の検査を拒んだ者を過料に処し又はこれに
賠償を命ずべき旨の請求は、請求者の所属の官公
署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所
にこれをしなければならない。

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九
条)

第二百九十五条の六 法第五百九条の規定による差
押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための
令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなけ
ればならない。

一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷
させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若し
くは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証
すべき場所、身体若しくは物

二 請求者の官公職氏名

三 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人

(新設)

であるときは、その名称)

四 執行すべき裁判を特定するに足りる事項

五 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該

裁判が確定した日及び確定した事由

六 七日を超える有効期間を必要とするときは、

その旨及び事由

七 法第五百九条第二項の場合には、差し押さえ

るべき電子計算機に電気通信回線で接続してい
る記録媒体であつて、その電磁的記録を複写す
べきものの範囲

八 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押

え、捜索又は検証をする必要があるときは、そ

の旨及び事由

2 法第五百九条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第五百九条第四項に規定する事項を記載しなければならない。

3 裁判の執行を受ける者の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(資料の提供等・法第五百九条等)

第二百九十五条の七 前条第一項の請求をするには

、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を差し出さなければならない。

2 前項の請求をする場合において、郵便物、信書

便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき

(新設)

通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（裁判の執行を受ける者から発し、又は裁判の執行を受ける者に対して発したものと除く。）の差押えのための令状を請求するには、その物が裁判の執行に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 第一項の請求をする場合において、裁判の執行

を受ける者以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての搜索のための令状を請求するには差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(身体検査令状の記載要件・法第五百十条)

第二百九十五条の八 法第五百九条第一項後段又は

第五百十一条第一項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられる」とがある旨をも記載しなければならない。

(令状の返還に関する記載・法第五百十条)

第二百九十五条の九 法第五百九条第一項の令状に

は、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

(鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五

(新設)

(新設)

第二百九十五条の十 檢察官が法第五百十五条第二

項の規定によつてする請求に係る請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求者の官公職氏名
- 二 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人であるときは、その名称）
- 三 執行すべき裁判を特定するに足りる事項
- 四 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該裁判が確定した日及び確定した事由
- 五 鑑定人の氏名及び職業
- 六 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体

（新設）

発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

七 許可状が七日を超える有効期間を必要とする

ときは、その旨及び事由

2 前項の請求をする場合には、第二百九十五条の

六第三項及び第二百九十五条の七第一項の規定を

準用する。

(準用規定等)

(新設)

第二百九十五条の十一 第百三十九条第一項、第百

四十三条及び第二百四十二条の規定は、検察官が法第
五百九条第三項又は第五百十五条第二項の規定に
よつてする請求について準用する。

2 第四十三条及び第一編第九章の規定(第二百条第

一項の規定を除く。)は裁判所又は裁判官が法第

五百十一條及び第五百十二条の規定によつてする押収又は搜索について、第一百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

3 裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする検証については、執行をする者が、自ら調書を作らなければならぬ。

4 前項の調書については、第四十一条第二項（第一号に限る。）及び第四十三条第二項の規定を準用する。

第二条関係—民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）

新

目次

第一編 （略）

第二編 第一審の訴訟手続

第一章・第二章 （略）

第三章

第一節 総則（第九十九条—第一百五条の二）

第二節～第七節 （略）

第四章～第七章 （略）

第三編～第九編

（略）

旧

目次

第一編 （同上）

第二編 第一審の訴訟手続

第一章・第二章 （同上）

第三章

第一節 総則（第九十九条—第一百五条）

第二節～第七節 （同上）

第四章～第七章 （同上）

第三編～第九編

（同上）

附則

（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）

第一百五条の二 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第一百五十八条（処罰等の請求）、第一百九十五条の六から第二百九十五条の十まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十一（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調べ等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項

附則

（新設）

（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

（勾引・法第百九十四条）

第一百十一条 刑事訴訟規則中勾引に関する規定は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引について準用する。

（勾引・法第百九十四条）

第一百十一条 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中勾引に関する規定は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引について準用する。

第三条関係——非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）

新

目次

第一章～第五章（略）

第六章 過料事件（第七十三条）

第七章 雜則（第七十四条）

附則

第六章 過料事件

（過料の裁判の執行に関する調査・法第百二十一

条）

旧

目次

第一章～第五章（同上）

第六章 雜則（第七十三条）

附則

（新設）

第七十三条 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判

（新設）

所規則第三十二号）第一百五十八条、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで、第二百九十五条の十一第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第一百二十二条第三項（法第五十三条第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

第七章 雜則

（法の規定を準用する他の法令の規定による非訟事件の手続への準用）

第六章 雜則

（法の規定を準用する他の法令の規定による非訟事件の手続への準用）

第七十四条 前各章の規定は、その性質に反しない

限り、他の法令において準用する法第二条の規定によりその手続に關し必要な事項を最高裁判所規則で定めるべき事件の手続について準用する。

第七十三条 前各章の規定は、その性質に反しない

限り、他の法令において準用する法第二条の規定によりその手続に關し必要な事項を最高裁判所規則で定めるべき事件の手続について準用する。

第四条関係——家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）

新

（証拠調べ・法第六十四条）

第四十六条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第一百条、第一百一条、第一百五条の二、第一百二十二条及び第一百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「家事事件手続規則第二十六条第一項の直送」と、同規則第一百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続

旧

（証拠調べ・法第六十四条）

第四十六条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第一百条、第一百一条、第一百二十二条及び第一百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「家事事件手続規則第二十六条第一項の直送」と、同規則第一百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続

は弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、同規則第一百四十二条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「家事事件手続規則第四十六条第三項」とあるのは「家事事件手続規則第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

254 (略)

の期日又は進行協議期日」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、同規則第一百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「家事事件手続規則第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

254 (同上)

第四条関係—国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）

新

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第一百条、第一百一条、第一百五条の二、第一百二十一条及び第一百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実

旧

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条 子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第一百条、第一百一条、第一百二十一条及び第一百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「国

関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送」と、同規則第一百四条中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同規則第一百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「子の返還申立事件の返還申立事件の手続の期日」と、同規則第四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

附則第二条関係—刑事訴訟規則施行規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十四号）

新

旧

第三条 第一条第一項の事件については、次の例による。

一 規則第十九条から第二十五条まで（主任弁護人）、第四十九条（調書への引用）、第五十七条（裁判書等の謄本、抄本）、第一百七十九条の三（公判期日に出頭しない者に対する処置）、第一百七十九条の四（公判期日の変更の請求）、第一百七十九条の五（私選弁護人差支の場合の処置）、第一百七十九条の六（国選弁護人差支の場

第三条 第一条第一項の事件については、次の例による。

一 規則第十九条から第二十五条まで（主任弁護人）、第四十九条（調書への引用）、第五十七条（裁判書等の謄本、抄本）、第一百七十九条の二（継続審理）、第一百七十九条の三（公判期日に出頭しない者に対する処置）、第一百七十九条の四（公判期日の変更の請求）、第一百七十九条の五（私選弁護人差支の場合の処置）、第一百七十九条の六（国選弁護人差支の場

合の処置)、第一百八十二条(公判期日の不変更)、第一百八十三条から第一百八十六条まで(不出頭の場合の診断書の提出等)、第一百九十二条の二(証人等の出頭)、第二百十二条(弁論時間の制限)、第二百十五条(公判廷の写真撮影等の制限)、第二百五十六条(違憲判断事件の優先審判)及び第三百三条(検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置)の規定は、第一条第一項の規定にかかわらず、これを適用又は準用する。

二二六 (略)

十九条の六(国選弁護人差支の場合の処置)、第一百八十二条(公判期日の不変更)、第一百八十三条から第一百八十六条まで(不出頭の場合の診断書の提出等)、第一百九十二条の二(証人等の出頭)、第二百十二条(弁論時間の制限)、第二百十五条(公判廷の写真撮影等の制限)、第二百五十六条(違憲判断事件の優先審判)及び第三百三条(検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置)の規定は、第一条第一項の規定にかかわらず、これを適用又は準用する。

二二六 (同上)

事務総局会議（第25回）議事録

日時	令和5年8月29日（火）午前10時00分～午前10時35分
場所等	ウェブ会議
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 司法修習生採用選考審査基準について 徳岡人事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3</p> <p>◎ 了承 1、2</p>
秘書課長 板津正道	

高等裁判所事務局総務課長等事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年10月12日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 一般広報及び報道対応について
 - (2) 情勢の変化等を踏まえた文書管理及び文書開示の在り方について
 - (3) 危機管理について
 - (4) その他総務事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の総務課長及び文書企画官

合計 16人

6 日程

時間 日 (曜日)	10:30 ~ 11:50	11:50 ~ 13:10	13:10 ~ 16:30
12日 (木)	協議	昼食 休憩	協議

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年10月6日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:15 5	13:15 ～ 16:00	16:00 ～ 17:00
6日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	各局課との 意見交換

司法修習生採用選考審査基準

令和5年8月30日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
 - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあっては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ ア又はエに準ずる事由がある者

(2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

エ ア又はイに準ずる事由がある者

(3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかつたこと。